

## サウジアラビア

民主主義・人権・労働局

### 国際的な信教の自由に関する報告書 2009 年

2009 年 10 月 26 日

サウジアラビアの法律の下では、信教の自由が認められておらず、保護されていないうえに、実際には厳しく制限されている。同国は君主国であり、国王が国家の元首と政府の首班を兼ねている。法制は政府によるイスラム法の公式な適用に基づいている。イスラム教スンニ派を公式な宗教としている。

サウジ政府は政策として、宗教的礼拝のために家庭で集会をする非イスラム教徒を含めて、すべての人々に私的な礼拝を行う権利を保証し、保護している。この権利は実際には必ずしも常に尊重されてはおらず、法律にも定められていない。さらに、イスラム以外の宗教を公共の場で実践することは禁じられており、勸善懲悪委員会（CPVPV）が非イスラム教徒の私的な集会の取り締まりを続けていた。また、サウジ政府は、宗教用具を個人的に所有し使用する権利の保護を政策として確認したものの、この権利は法律に定められておらず、CPVPV は非イスラム教徒が個人的に所有している宗教用具を没収することもあった。

政府の総体的な政策は引き続き信教の自由を厳しく制限しているが、本報告の対象期間に、宗教用具を所有・使用する権利の保護の拡充、CPVPV の活動の査察と研修の強化、公式な人権擁護機関の運営に関する権限と地位の拡大、限定的な教育改革、および過激なイデオロギーを取り締まるための選択的な対策など、特定の分野で状況が段階的に改善されている。なお、これらの対策には、イスラム教の聖職者が行う金曜日の説教に対する政府のより厳重な査察、およびイスラム教の指導的な聖職者に対し説教の中で寛容を説くことを奨励することなどの措置が含まれている。さらに国王は寛容と節度を促進するため、様々な宗派の指導者と信者が一堂に会して全国的な対話を推し進めるための宗派間対話構想 (IDI) を制定した。

2008 年 11 月、国連の宗教的寛容に関する特別総会はサウジアラビアの IDI を是認した。IDI はサウジアラビアの法律に、いかなる変化ももたらしていないが、異なる宗教に対する寛容と敬意を説いた国連会議における国王の演説は国内のメディアに大々的に取り上げられた。また、一部の教育機関と全国対話センター（NCD）を含む民間グループは、公立学校などで年間を通じて宗派間および全国的な対話のイベントを実施し、宗教的寛容について話し合う気運がサウジ国内に高まっていることを示唆した。

サウジ国王の正式な称号は「二聖モスクの守護者」である。これは王室が、サウジ国内および地球規模のイスラム世界に対して王室の正当性を裏づける中心的な柱として、サウジ国内におけるイスラム教の護持をいかに重視しているかを反映している。同時に王室と宗教教団との強い結び付きは、国家と社会に対し、サウジアラビアにおけるイスラム教の公式な解釈と保守的な社会規範の遵守を求める主要な圧力となっている。また、大多数の市民は、彼らの生活がシャリア（Shari'a：イスラム法）によって律せられることを受け入れている。そのため、問題は市民のイスラム教との関わりや程度ではなく、イスラム教のどの解釈と伝統を社会の指針とすべきかが議論されている。市民の間では、シャリアの具体的な内容と実践の方法について、正統的な教義による制約があるなかで様々な見解が持たれている。

市民の間に多様な見解が持たれているにもかかわらず、サウジ政府はイスラム教スンニ派の公式な解釈を強制している。その結果、このような解釈に従わない一部のイスラム教徒は、政治、経済、法律、社会および宗教の面で重要な差別を受けている。さらに、こうした差別には雇用および教育の機会の制限や公式機関への代表の参加の制限に加えて、信仰の実践、礼拝施設およびコミュニティ・センターの建設に対する規制が含まれている。サウジ国内でこのような制約を受けている最大のグループがシーア派の人々である。また大多数が外国人で占められる非イスラム教徒の人々も、信仰の実践に重要な制約を受けている。CPVPVによる嫌がらせや侵害の訴えは減少しているが、多数の非イスラム教徒はCPVPVの過激な行動が続いているため、警察やCPVPVを怖れて、秘密裡に礼拝を行っている。政府は学校で使用する教材を検定し、他の宗教に対する非寛容な記述を排除し、または改訂する努力を行っている。しかし、それでも教科書には依然としてユダヤ教徒やキリスト教徒に対する明らかに非寛容な記述やシーア派教徒およびその他の宗教グループに対する暗示的に非寛容な記述がある。政府は過激な宗教的見解を支持した現職および今後採用予定の教員の選別と監視を続けている。とはいえ、政府の方針に背いて教室で他の宗教に対する非寛容な見解を喧伝したにもかかわらず、懲戒処分を受けていない教師がいることが報告されている。また、政府は全国モスクに配属されている政府が雇用している聖職者の選別と監視を続けているが、一部の公務員と聖職者は依然として他の宗教に対する差別的で非寛容な発言を行っている。

米国の政府高官は、宗教の実践および宗教的寛容に関するいくつかの主要な政策と、信教の自由の権利が侵害された特定の事例について、サウジ政府と話し合った。2009年1月16日、米国の国務長官はサウジアラビアを「特に懸念される国（CPC）」に指定した。

## セクション I. 宗教の人口統計学

サウジアラビアは122万5,000平方マイルの国土に2,850万人を上回る人口を擁しており、このうち約2,200万人が同国の市民である。外国人居住者の正確な数は不明であるが、サウジ政府は約650万人と推定している。一方、サウジ国内に居住する外国人人口に関する諸外国の大使館のデータの数字は、多数の未登録移住者を含めて、1,000万人を超えている。なお、諸外国の大使館の推定数値には、インド人180万人、バングラデッシュ人150万人、フィリピン人140万人、パキスタン人123万人、エジプト人100万人、インドネシア人60万人、イエメン人60万人、シリア人40万人、スリランカ人40万人、ネパール人35万人、パレスチナ人25万人、レバノン人15万人、エリトリア人10万人、および米国人5万人が含まれる。

宗教別の正確な人口統計データを入手するのは困難である。サウジ市民の約85～90%がイスラム教スンニ派であるが、その大多数がイスラム教のハンバリ（Hanbali）法学派に属している。また、一部のスンニ派の市民は、スンニ派の他の法学派（ハナフィ（Hanafi）、マリキ（Maliki）、およびシャーフイー（Shafi'i）学派）に属している。

シーア派はサウジアラビアの総人口の5～10%と推定されているが、より信頼性の高い統計資料によると、同比率は10～15%に達している。シーア派教徒の約80%が十二イマーム派（Twelvers）（ムハマド・イブン・ハサンを第12代イマーム（導師）と仰ぎ、その教えを信奉する人々）であり、主として東部地区に居住している。さらにシーア派の約20%はスライマーニーヤ・イスマイル派（Sulaimaniya Isma'ilis）で、七イマーム派（Seveners）（イスマイル・イブン・ジャファールを第7代イマームと仰ぎ、その教えを信奉する人々）とも呼ばれている。これらの人々は宗派の精神的指導者であるアル・マンスーラの邸宅を中心に主としてナジラン州に居住している。また、西部のヘジャズ地方には、約10万人のアシュラフ派（Ashraf）（預言者ムハマドの子孫）と15万人のナファワラ派（Nakhawala）の人々が生活している。

サウジアラビアに居住する外国人の宗派別人口を調査した包括的な統計を入手することは不可能である。これらの外国人には様々な教派のイスラム教徒、キリスト教徒（東方正教会、プロテスタント、および100万人を超えるローマ・カトリック教会の教徒を含む）、ユダヤ教徒、ヒンズー教徒、仏教徒、その他の宗教の教徒が含まれている。さらにサウジアラビアには、欧州と北米のキリスト教徒に加えて、東アフリカ、インド、パキスタン、レバノン、シリア、パレスチナのキリスト教徒と南アジア諸国の多数のキリスト教徒が居住している。ちなみにサウジアラビアに住むフィリピン人の90%はキリスト教徒である。

サウジアラビアのイスラム省（MOIA）は正確な数字を提供していないが、同省はサウジ国内の 73,000 のモスクと 5 万人を超える聖職者を管轄している。ただし、メッカとメディナの 2 つの聖モスクは MOIA の管轄外となっている。これらの聖モスクの最高位の聖職者は政府の大臣に相当する地位を占め、聖モスクの運営を統治し、国王に直接報告を行っている。また、一般市民の家庭、幹線道路の休憩所、その他サウジ国内の至る所に数千のモスクが設置されている。イスラム教以外の宗教の公共の礼拝施設は設けられていないが、サウジ国内のすべての地域でキリスト教徒の私的な集會が持たれている。

2008 年 12 月、サウジアラビアは年に 1 度行われる「ハッジ」（Hajj）と呼ばれるメッカ巡礼の祭典に世界中からイスラム教のあらゆる宗派を代表する約 250 万人の巡礼者を迎えた。このほかイスラム教徒は年間を通じてメッカに詣でて「ウムラ」（Umrah）と呼ばれる小巡礼を行い、メッカとメディナの聖地を訪れている。

## セクション II. 信教の自由の尊重に対するサウジ政府の姿勢

### 法律／政策の枠組み

サウジアラビアの基本法は、コーラン（Qur'an）および預言者ムハンマドの言行と範例を示す「スンナ」（Sunna）を同国の憲法として位置づけ、イスラム教を公式な宗教に定めている。しかし、政府はイスラム以外の宗教について、その信徒が自宅で私的に宗教的行為を実践するかぎり、介入しない方針を掲げている。信教の自由は、政府のイスラム教の公式な解釈の下で法律によって認められておらず、保護もされていないうえに、実際には厳しく制限されている。

サウジ政府は、メッカとメディナの二聖モスクを守護し、イスラム教を振興することをその正当性の根拠としている。イスラム教の公式な解釈は 18 世紀のスunn派の学者であるムハンマド・イブン・アブド・アル・ワッハーブの論考と教えに依拠している。イブン・アブド・アル・ワッハーブは当初、当時、民衆の間で行われていた信仰の実践が、イスラム教が出現する前の多神教に逆戻りするものであると考え、これを正そうとしたものであった。彼は「当時のイスラム教徒が背教者となったため、アラーの神が怒って、外部の民族がアラビアを支配することを認めてイスラム教徒を罰しているのだ」と説いた。さらに、イブン・アブド・アル・ワッハーブはイスラム教の教理をより厳しく守るように説いた。彼はまた、イスラム教が出現した後の最初の 300 年以後に加えられたすべての教理はイスラム教に矛盾するものであり、排除すべきだと主張して、信仰の実践をイスラム時代の最初の 300 年に戻すことを提唱した。また、19 世紀、20 世紀、21 世紀にかけて、経済と社会の発展に照らして、特に男女間の関係のあり方、個人の自主性、家族法および参加型民主

主義の分野で、イスラム法の解釈を改めようとする改革運動が起きたが、サウジアラビアの宗教教理はこうした試みに反対している。

サウジアラビアの基本法は、政府の制度、市民と居住者の権利、政府の権限と義務を定めている。政府も一般社会も、宗教と国家の分離の概念を受け入れていない。

サウジアラビアでは市民がイスラム教徒であることが法律で義務づけられてはいないが、帰化法第 12 条 4 項は帰化の申請者が宗教上の所属する宗派を証言することを義務づけており、さらに第 14 条 1 項は申請者が地域の聖職者が署名した証明書を提出することを義務づけている。イスラム教以外の宗教の信徒およびサウジ政府のイスラム教の解釈に従わない多数のイスラム教の宗派の教徒は非公式な場で宗教を実践することが義務づけられており、差別、嫌がらせ、拘留の対象になる可能性がある。また、市民権を得ていない者は、国外に追放される可能性もある。イスラム教に対する冒瀆の言葉を口にしたものは長期の禁固刑、また場合によっては死刑に科される。イスラム教徒が他の宗教に転向した場合（背教）や、非イスラム教徒による改宗はサウジアラビアが採択したイスラム法の下では死刑に処せられるが、近年このような犯罪で死刑が執行された報告は確認されていない。

サウジアラビアの司法制度はコーランとスンナ（預言者ムハンマドの言行と範例）に依拠するイスラム法に基づいている。政府はイスラム教の 4 つの法学派とシーア・ジャファリ（Shi'a Ja'fari）の法学派を認めている。とはいえアル・ワッハーブの教理はハンバリ法学派に基づいているため、ハンバリ法学派がサウジアラビアにおけるスンニ派の法学派の中で支配的な位置を占めている。サウジアラビアの国立大学はすべてのスンニ派の法学派の教育を行っているが、ハンバリ学派が重視されており、その結果、大多数のシャリア（イスラム法）の判事はハンバリ学派の解釈に従っている。

マジュリス・アル・ショーラ（評議会）は、シャリアに依拠するものを含めて、法律と規則を承認する責任がある。評議会は国王に任命された男性 150 名と女性 12 名で構成され、この中には 5 名のシーア派教徒が含まれている。評議会の憲章は「メンバーは学識者および有識者でなければならない」と定めている。評議会のメンバーの任期は定められていないが、国王は 4 年に 1 度、評議会のメンバーの半数を交代させなければならない。

1971 年に設置された上級宗教学者評議会（ウレマ）は 21 名のメンバーで構成される諮問機関で、国王に直接報告する。ウレマは最高イスラム法官（グランド・ムフティー）が統括し、学識者、スンニ派宗教学者および司法大臣によって構成されている。さらにウレマは調査・宗教令（ファトワ）委員会によって補佐され、サウジアラビアの基本法（第 45 条）によって宗教令に関する最高の権威を有することが認められている。したがって、サウジ

アラビアではウレマの意見が法制度の基礎を成している。ウレマの3名のメンバーはハンバリ法学派以外、すなわち、マリキ、ハナフィおよびシャーフィーの学派を代表しているが、シーア派の代表は含まれていない。学識者は国王の裁量により選定され、更新が可能な4年間の任期を務めている。

サウジ政府は、東部地方でイスラム教のジャファリ法学派を登用して、家族法、相続および遺産管理に関わる事件を審判させるため、シーア派の判事を裁判長に任命している。シーア派の判事はわずか7名で、全員がシーア派教徒が住民の過半数を占める東部地方の都市、カティフとアル・アハサに配属されている。シーア派教徒は東部地方、ナジラン州および西部のヘジャズ地方にも住んでいるが、これらの人々に対しては地域、地方または国レベルのシーア派の裁判所が整備されていない。現在、シーア派判事の2名がカティフの裁判所、他の2名がアル・アハサの裁判所に配属されている。さらに残りの3名の判事がカティフに本拠を置いて、カティフとアル・アハサの裁判所を監督する上訴裁判所に配属されている。

サウジアラビアの法律は政府の公式なイスラム教の解釈に従って、多神教とされる宗教を差別している。キリスト教徒とユダヤ教徒はコーランで「啓典の民 (People of the Book)」と記述され、やはり差別されているが、これ以外の宗教の教徒に比べ、差別の程度は少ない。例えば、裁判における事故による死亡または怪我の損害賠償の計算にこうした差別が見られる。すなわち裁判所は、ユダヤ教徒またはキリスト教徒の男性が原告で、その主張を認める判決を下した場合、ユダヤ教徒またはキリスト教徒の原告はイスラム教徒の男性の原告が通常受け取る損害賠償額の50%しか受け取ることができない。また、原告がこれ以外の他のすべての宗教の教徒であれば、受け取る損害賠償額はイスラム教徒男性が原告である場合の16分の1にすぎない。さらに判事は、イスラム教を実践していない証人、またはイスラム教の公式な解釈に従わない証人の証言を軽視する可能性がある。例えば政府の公式な声明は「判事は証言を聴取するにあたって宗教を理由に証言を差別することはない」と述べているが、裁判所ではシーア派教徒の証言はスンニ派教徒の証言ほどには重視されず、または無視されている。しかも裁判所は、「女性の証言は男性の証言の半分しか価値がない」というコーランの教えを守っている。法的には、子供は父親がサウジアラビアの市民でない場合は、母親の宗派を受け継ぎ、父親がサウジアラビアの市民であればイスラム教徒とみなされる。

サウジアラビアでは宗教に関連のない国民の休日である9月23日の建国記念日を除いて、イスラム教の祭りとしてイード・アル・フィトル（断食月開けの祭り）とイード・アル・アドハ（犠牲祭）の2つしか国民の休日が認められておらず、それぞれの祭りは数日間にわたって続けられる。

CPVPV は準自治的な機関であり、主として公共およびその他の領域で、政府のイスラム教の解釈に従って社会的行動を監視し、道徳を強制する権限を有している。CPVPV は 1926 年に国王アブドル・アジズによってネジド地方に創立され、その後段階的に拡大した。1991 年、CPVPV の総長はサウジアラビアの 13 の州のそれぞれに分科会を設立することを命じた。CPVPV は閣僚評議会を通じて国王に報告を行っている。内務省 (MOI) は CPVPV と調整を行っているが、CPVPV に命令を下す権限は与えられていない。CPVPV の正規またはボランティアの現場担当者はムタウィーンと呼ばれている。彼らは制服を着用していないが、身分を示すバッジを付けていることが義務づけられ、正規の警察官が同伴している時だけにその公式任務を遂行することができる。1980 年の法律は CPVPV の使命を「イスラム法に定められている宗教的義務を守るよう人々を指導・助言し、イスラム法で排斥または禁止されている行為、あるいは邪悪な習慣と伝統、異端の禁忌の採択を排除することにある」と定めている。

1980 年の法律は CPVPV の司法管轄権を明確に定義していない。しかし、同法の施行規則は CPVPV が以下を含む様々な行動を監視する権限を有することを明記している。公共の場における異性間の交流および男女間の不法な私的接触、イスラム以外の宗教を実践し表示すること、またはイスラム教を敬わないこと、わいせつ物を含むイスラム教に反する媒体を表示し販売すること、アルコール飲料を生産、販売、または消費すること、承認されたイスラム教の実践に反する場所を崇拝しまたは行事を祝うこと、利益を目的として魔術または魔法を実践すること、および姦淫、同性愛および賭博などの猥らな行為を行ったり、助長したりすること。

英字日刊紙「Arab News」の 2008 年 10 月 25 日付けの記事によると、CPVPV は 13 の州にわたって 3,557 人の現場担当者を含む 5,000 人を超える職員を擁している。2008 年 2 月 16 日、CPVPV の会長は英字日刊紙「Saudi Gazette」のインタビューに応え、「新規に採用されるすべての職員は、1 年間の試用期間を終えた後に現場に配属されている」と語った。さらに「Saudi Gazette」は、2007 年 11 月 3 日付けの調査記事の中で「CPVPV の職員の 44% が大学卒、79% が高校卒」と報告している。同紙はまた、「CPVPV の職員のうち、海外旅行の経験のある者は 4%、15% がアラビア語以外の外国語を話すことができず、23% が転職を考えている」と記している。

2006 年、サウジ政府は「今後 CPVPV が容疑者を拘留し、または取り調べること、あるいは個人の家庭の聖域を冒すことを禁じる」と宣言した。その後、内務大臣であるナイフビン・アブドゥルアジズ・アル・サウド皇太子は省令を発表して個人の家庭への立ち入りを禁じた前年の宣言を撤回したが、CPVPV が容疑者を拘留する場合は、警察に引き渡さなければ

ならないことを再確認した。さらに CPVPV の役割は容疑者の逮捕までとして、いかなる刑罰に処すことも禁止されている。報道機関はこれまで度々、CPVPV の活動を批判してきた。

サウジ政府は、非イスラム教徒を含めて、宗教を実践するために行われる家庭での集会などすべての人の私的な礼拝を認め、政府職員によるこの方針の違反を取り締まる方針を発表した。しかし、CPVPV はこの方針を尊重しないことがあった。私的な礼拝を行う権利を侵害された個人は、内務省、政府の公式な人権委員会（HRC）、全国人権協会（NSHR、準自治的な非政府組織）、適切な場合は外務省に苦情を訴えることができる。HRC と NSHR は「CPVPV に対する苦情の申し出を受け、これらに対処した」と報告している。しかし、本報告の対象期間に、サウジ政府は CPVPV に対し苦情の訴えが何件あったのか、これらの苦情にどのような公式な対応が行われたのか一切情報を公表していない。

サウジ政府は、国内で個人が宗教用具を私的に使用し、税関の職員と CPVPV が個人の宗教用具を没収する権限を持たないことを明言した政策を発表した。さらにサウジ政府は、ビザを申請する外国人労働者に対して、彼らが宗教用具を所有して私的な礼拝を行う権利を有していることを伝え、苦情を訴えることができる適切な官庁の名称を明示する政策を、海外に駐在している外交官および領事館職員に対し伝達した。本報告の対象期間にサウジ政府がこの政策を実施したことを示す口頭または文書による証拠は存在せず、外国人労働者が苦情を訴えたとの報告も得られなかった。

MOIA（イスラム省）は、サウジ政府と宗教指導層の間の架け橋として、1993 年に設置された。MOIA は大多数のスニ派のモスクの建設と維持を監督し、資金を提供している。しかし、スニ派のモスクの約 30%は個人によって私的な住居として建設され、あるいは慈善活動として寄贈されている。一方、シーア派のモスクは MOIA の支援を受けておらず、個人の寄付に頼っているが、その規模は信者の数と献金の規模によって大きな開きがある。シーア派のモスクの建設に必要な政府の認可の取得手続きは、スニ派のモスクとは異なり、不明確なうえに恣意的であると報告されている。

MOIA は地域社会の住民によって選ばれ、政府が承認した 50,000 人のスニ派のイマームとハティーブ（金曜日の説教の指導者）を含めて、78,000 人を雇用している。イマームは配属されている地域社会の規模に基づいて、毎月、500～800 ドル（1,875～3,000 リヤル）の給与を支払われている。さらに金曜日の祈禱を行うハティーブは毎月 425 ドルの給与を支払われている。これらの給料は他の公務員に比べると低額であるが、これらは聖職者の主な収入源ではなく、副次的な収入と考えられている。大多数の聖職者は個人的な事業を行っているか、あるいはフルタイムの公務員として勤務している。一方、シーア派の聖職者は MOIA の資金的支援を受けておらず、地域社会の寄付に頼っているが、このような寄

付の額は地域社会に住む信者の数によって大きな開きがある。一部の私的なモスクは外国の国籍を持つ聖職者を雇用している。

MOIA の委員会はスンニ派聖職者の資格を定めており、MOIA は非寛容、暴力または憎悪を扇動する聖職者に対する苦情を調査する責任を課されている。さらにサウジ政府は、特に非寛容なファトワ（宗教令）を発令し、または非寛容、暴力あるいは憎悪を扇動する聖職者に対して寛容と節度を助言する方針を掲げているが、これは必ずしも常に遵守されていない。2003年、MOIA は政府が雇用している聖職者全員を監視する制度を創設した。上級宗教学者の地域委員会はすべてのモスクと聖職者を監視している MOIA のフルタイムの職員を監督している。さらに同委員会は、これらの職員の報告に基づいて、非寛容を説いたとして告発を受けた聖職者を喚問している。地域委員会がこれらの聖職者を説いてその考えを改めさせることができない場合は、中央員会に付託される。MOIA の担当者は、2003～2006年に実施されたこの制度の第1段階で1,300人の聖職者が解雇されたと語っている。同制度は2009年に3年間にわたる第2段階が終了する予定である。2009年3月25日、イスラム問題担当大臣はウカーズ・オンライン（*Okaz Online*）の取材において、「この制度を開始して以来、5年の期間にわたって3,200人の聖職者が解雇された」と語った。

HRC（人権委員会）は、サウジ国内で人権の侵害をなくし、人権を促進するために創設された。その結果、女性を含まない24名の委員で構成される HRC が2006年12月に発足した。その後2007年にはシーア派とスライマーニーヤ・イスマイル派をそれぞれ代表する2名の HRC 委員が任命された。HRC は、CPVPV による違反行為、宗教指導者と人権擁護活動家の拘留と逮捕を含めて、人権の侵害に関する様々な苦情の訴えを受けたことを報告した。さらに HRC は、寛容の推進を含めて、サウジ国内における人権の意識を改善することを使命としている。HRC はまた、この取り組みの一環として、文部省と協力して、警察、警備機構および CPVPV に人権の保護に関する資料を提供し、研修を行った。さらに国王は各省庁に対して、HRC からの苦情に3週間内に対応することを義務づける勅令を発した。

### **信教の自由に対する制約**

公共の場における宗教の実践は一般に、イスラム教の公式の解釈に合致する活動に限られている。マウリド・アル・ナビ（預言者ムハンマドの聖誕祭）を祝ったり、著名なイスラム教徒の墓に詣でたりするなど、公式な解釈に反する行動は禁じられているが、地域によっては取り締まりが緩和されつつある。さらにサウジ政府はイスラムの公式な解釈とは異なるイスラム教の教理を公共の場で喧伝することを禁止した。

本報告の対象期間に、メディアを含めて公式な宗教の伝統に疑問を投げかけ、その強制を批判する主要な議論が公共の場で巻き起こったが、宗派間の相違など慎重な対応を要する微妙な宗教的問題に関する議論は依然として限られており、イスラム教の批判も禁止されている。さらに、イスラム教の公式な解釈を公共の場で批判する個人は嫌がらせ、脅迫、拘留、さらに外国人の場合は国外追放の危険にさらされている。また、宗教界指導層について批判的な文章を発表し、あるいは神学的教義を批判したジャーナリストや活動家は拘留、旅行禁止、政府による出版施設の閉鎖などのリスクにさらされている。

政府に雇用されているスンニ派の聖職者は、その説教の中で、時には反ユダヤ教、反キリスト教、反シーア派的な発言を行っていた。しかし、2003年にサウジ国内で一連のテロ活動が発生した後、政府が聖職者にこのような言動を差し控えることを奨励したことにより、過激な発言は減少した。しかし、メッカの大モスクやメディナの預言者のモスクを含めて、モスクの説教者がユダヤ教徒とキリスト教徒の死を願う祈りをささげる例が続いている。MOIA は非寛容な思想を改めない一部の聖職者を解雇したが、過激な発言を行った他の聖職者は引き続きその地位にとどまることを認められている。メッカとメディナのモスクを含めて、説教者がモスクでイスラム教徒の安寧を願い、多神教と多神教の信者の恥辱を願う祈りをささげる例が共通して見られた。

サウジ政府は礼拝の場所の設置と非スンニ派の聖職者の公共の場における訓練を制限した。サウジ政府はまた、非イスラム教の聖職者が宗教的礼拝を行うために入国することを公式に認めていないが、一部のこのような聖職者は他の機関の支援の下にサウジアラビアに入国し、政府はこれらの聖職者が節度をもって宗教的な活動を行うことを認めている。しかし、このような制限は、特にローマ・カトリック教および正統派キリスト教の教徒が教義によって求められている定期的な聖餐を受けるために聖職者との接触を維持することを困難にしている。それにもかかわらず、多くの非イスラム教徒は私的な礼拝のための集会を続けている。

サウジ政府は市民以外の合法的な居住者に対し、「イスラム教徒」または「非イスラム教徒」の別を明示した身分証明書の携帯を義務づけている。一部の CPVPV のメンバーが非イスラム教徒のスポンサーおよび雇用者に対し、私的な非イスラム教の礼拝を指導、支援、または参加したことが判明した、あるいは疑われる非イスラム教徒の居住者カードを更新しないように圧力をかけたことが伝えられたが、このような報告の真偽は確認されていない。同様に CPVPV のメンバーが非イスラム教徒のスポンサーおよび雇用者に対し、非イスラム教徒の従業員が私的な礼拝に参加しないことを口頭で合意させるよう圧力をかけたことが報告された。

本報告の対象期間に、シーア派は引き続き制度的な差別と非寛容に直面した。このような差別と非寛容は、シーア派教徒の行動が外国の影響を受けているという歴史的な認識と現在も続く疑惑を含む様々な要因に結び付いたものである。にもかかわらず大多数のシーア派教徒は政府に忠実であり、社会に積極的に貢献しようとしている。例えばシーア派教徒はスンニ派教徒の隣人と比較的平穏に共存しているが、大多数のシーア派教徒は、教育、雇用、政治的・代表、司法、宗教の実践およびメディアにおける差別に対する全般的な懸念を共有している。

サウジ政府は、高等教育においても、公立大学の学生、教授および管理職員の選別過程でシーア派教徒を差別している。例えばシーア派教徒が人口の50%以上を占める都市アル・アハサで、シーア派教徒は教授の推定2%を占めるにすぎない。アル・アハサでは初等教育および中東教育のレベルでも、校長に任命されているシーア派教徒は非常に少数で約1%にすぎず、女学校ではシーア派教徒の校長は皆無であった。一方、シーア派が人口の約90%を構成するカティフでは、多数の男性の校長と一部の男性の宗教担任の教師がシーア派教徒であったが、カティフの公立の女生徒だけの小学校ではシーア派教徒の校長または宗教担当の教師は皆無であった。カティフには私立の女学校が存在せず、文部省は女学校開設の申請を認可しなかった。

初等・中等教育制度でシーア派の生徒が非寛容な取り扱いを受けたことが報告された。一部の宗教担当の教師は生徒に「シーア派の信仰の実践は非イスラム的であり、シーア派の生徒は真のイスラム教徒になるためにスンニ派の伝統に従わなければならない」と説いた。さらに他の教師も、生徒に対し「シーア派教徒はイスラム教徒ではなく、不信仰者、拒絶主義者、無神論者、または多神教信者である」と教えた。これらの教師は、政府が非寛容な取り扱いに反対する方針を発表したにもかかわらず、戒告されなかったが、一部の教師は他校に転任させられた。このほか、一部の公立学校では、政府が認定していないシーア派の祭日の期間中に学校を欠席したことを理由に、シーア派の生徒が授業の内容で定期的に差別をしていることが報告された。また、学校の試験に偏見に基づく問題が出されたとの報告が続いた。

公立学校の生徒はすべてのレベルで、個人的な宗教の伝統を無視した政府のイスラム教の解釈に基づく強制的な宗教の教育を受けている。私立のインターナショナル・スクールの生徒はイスラム教の学習が義務づけられていない。外国国籍のイスラム教徒の生徒は私立のインターナショナル・スクールに入学するためMOI（内務省）の適用除外の認可（waiver）を得なければならないが、ほとんどの場合、このような認可の取得が問題になることはない。公式なイスラム教の解釈に基づかない私立の宗教学校は認可されていない。初等・中等教育の教科書は、政府が一部の改訂を行ったにもかかわらず、他の宗教、特にユダヤ教、

キリスト教およびシーア派の教理に対する非寛容な記述が残っている。本報告の対象期間末の時点で、政府による公認教科書における非寛容な記述の再検討は不完全である。

シーア派教徒は、公共・民間部門の雇用について、かなり重要な深刻な差別に直面している。例えば、国有企業と政府機関で高い地位に就いているシーア教徒はごく少数にとどまっている。多数のシーア教徒は、自分がシーア教徒であることを明かすことはキャリアを高めるうえでマイナスの影響があると考えている。シーア派教徒の雇用と昇進に関する政策は正式には策定されていないが、石油・石油化学部門を含む一部の企業では「ガラス張りの天井」が設置され、十分な資格を有するシーア派教徒が、資格が不十分なスンニ派教徒の同僚を飛び越えて昇進する事例も報告されている。一方、公共部門では、国防航空省、国家警備隊、MOI（内務省）を含む国家安全保障に関連した地位に就いているシーア派教徒の数が少数にとどまっている。これに対し、シーア派が人口の大多数を占める地域では交通警察、地方自治体および公立学校では、より多数のシーア派教徒が採用されている。カティフでは複数のコミュニティーの指導者が「偏見に基づく区画整理法によってシーア派教徒が居住する様々な近隣区域で一定の高さを超える建物の建築が妨げられている」と語った。彼らは、「これらの法律は多数のシーア派教徒が居住する地域の投資と開発を阻害しており、特定の地域におけるシーア派教徒の人口密度を制限することを目的としたものだ」と主張した。

シーア派教徒はサウジアラビアの人口の少数派であるため、政府が暗黙裡に承認した政治的差別を受けている。例えば、シーア派は市民の人口の約10～15%を構成し、東部地方の人口の約3分の1から半数を占めているにもかかわらず、政府の要職に就いているシーア派教徒は低水準の比率にとどまっている。東部地方で大臣、副大臣、知事、副知事または省庁の支部長に就任しているシーア派教徒は皆無であり、政府によって地方議会のメンバーに任命されたシーア派教徒は59名のうち僅か3名にすぎない。しかし、カティフとアル・アハサの地方議会では11議席のうち10議席をシーア派教徒が選出されており、より多数のシーア派教徒が参加している。カティフの地方議会では選挙で選ばれたシーア派教徒が議長を務めていた。2009年2月14日、国王は評議会に新たに81名のメンバーを任命した。シーア派教徒の評議会のメンバーの数は3名から5名に増員されたが、評議会におけるシーア派教徒の総体的な比率は約3%にとどまっている。

本報告の対象期間に、シーア派教徒に対する司法制度上の差別が行われていることが明らかに示された。シーア派の裁判所の裁定に不服な訴訟当事者は、スンニ派の裁判所に訴えて新たな判決を求めることができるため、シーア派の裁判所の権限が限定されている。さらに、スンニ派の裁判所はシーア派の裁判所の裁定を無効にすることが可能であり、政府機関もシーア派教徒の判事が下した判断を行わない選択をすることができる。シーア派の

指導者たちは、シーア派の判事が配属されているある上訴裁判所は真の権限がなく、単に書類を検証しているにすぎないと論じている。また、司法管轄権においては、これらの裁判所はカティフとアル・アハサの地域における提訴に関してのみ裁定を下すことが認められている。他の地域の居住するシーア派教徒はこれらの裁判所を利用することができない。2007年9月、シーア派教徒の判事7名のうち6名が、シーア派の裁判所の権限が欠如していることを理由に辞任する意思を示して政府を脅かした。しかし、政府もまた判事も実際には具体的な行動は取らなかった。2008年4月13日、サウジ政府は意外にもカティフにおけるシーア派の裁判所の2名の判事のうちの首席判事であるモハメド・アル・アバイダンを変更した。それまで同判事は、ジャファリ学派の裁判所の資源と権限が限定されていることについて政府を批判していた。シーア派教徒のコミュニティーではこの措置が専断的であるとして非難の声が巻き起こった。

多くのシーア派教徒は制度の上でも宗教によって差別を受けている。例えば、サウジ政府はシーア派のモスクの建設または維持の費用を支出していない。また、新しいモスクの建設を希望するシーア派教徒は、MOIA（イスラム省）、地域自治体およびMOI（内務省）の機能の一部を担っている地方政府の認可を受けなければならない。これに対し、スンニ派のモスクを建設する場合は政府の認可を必要としない。サウジ政府はカティフとアル・アハサの一部の地域でシーア派の新しいモスクの建設を承認したが、時には様々な機関の建設認可を必要としたため、認可が下りるのに長い期間を必要とした。しかも政府は、多数のシーア派の故郷であるダンマンでは新しいモスクの建設を認可しなかった。シーア派の指導者たちは「ダンマンのモスクの建設が拒否されたのは、この地域におけるシーア派教徒の人口が増加することを政府が望んでいないからだ」と考えている。さらに2008年5月22日、民間が運営するシーア派のウェブサイト、アル・ラシッド (*Al-Rasid*) は「アル・アハサの地方政府当局がこの地域で最大のシーア派のモスクである導師リダ・モスクの建設を、建設法規の違反を理由として、地方政府の命令により差し止めた」と報じたが、それ以上の詳細な説明は提供されていない。

本報告の対象期間に、アル・コバルでは3カ所以上のワクフ（地域のシーア派の聖職者によって伝統的なモスクに代わる適切な祈りの場所として認可された個人の家庭）が閉鎖された。地方政府はモスクの所有者および／または聖職者を逮捕し、または「もし礼拝の集会を続ければ逮捕する」と脅かし、モスクの近くに警察官を配置して、ワクフを閉鎖したと報告されている。さらに地方政府当局は、モスクの所有者に対し、「閉鎖は区画整理に対する不適切な対応と適切な認可の欠如によるものである」と言い渡したと報告されている。

スンニ派とシーア派が混在する近隣区域にあるシーア派のモスクは、礼拝の時間にシーア派とは明確に異なるスンニ派の礼拝の呼びかけを朗読することが義務づけられていると報告されている。シーア派のモスクは1日5回のスンニ派の祈りのうち2回の祈りを組み合わせて実践しており、シーア派教徒のビジネスマンは多くの場合、サウジアラビアのスンニ派の公式な慣行に従って、1日5回の礼拝時間のすべてに店舗を閉めるよう強要されている。

サウジ政府は東部地方の数カ所に設置されているシーア派の宗教教育センターを公式に認定しておらず、これらの施設に財政的支援も提供していない。さらに、政府はこれらの宗教教育センターの卒業生の学業成績証明書を認定せず、これらの卒業生に雇用を提供することもなく、スンニ派の研修機関の卒業生だけを雇用している。シーア派の宗教教育センターは、何ら説明を受けることなく強制的に閉鎖させられることがある。2008年6月初め、当局はカティフ地域沖合にあるタルート島に建てられたシーア派女子教育センターを閉鎖した。公共の場での非スンニ教徒のための宗教研修も禁止されている。

サウジ政府は、シーア派のコミュニティー・センターの建設または登録の承認を拒否した。シーア派教徒は個人の自宅にコミュニティー・センターとして使用する場所を設置することを強要されている。このようなコミュニティー・センターは時には安全基準を満たしておらず法的に認定されていないため、長期的な資金の確保と施設の継続がより困難になっている。

当局は東部地方の主要都市カティフのシーア派教徒に宗教を実践する自由をより広範に認めているが、アル・アハサ、ダンマンなどシーア派教徒が人口の多数を占める他の地域では、シーア派の宗教活動を制限し続けている。

サウジ政府はアル・アハサ、ダンマンおよびシーア派教徒とスンニ派教徒が混在する他の地域でアシュラ（預言者モハンマドの孫であるフセイン・イブン・アリの殉教の始まりを記念する祭典）を公共の場で執り行うことを制限し、公共の場での行進、シーア派のコミュニティー・センターにおける聖職者の説教の拡声器を使用した放送、時にはこれらのコミュニティー・センターでの集会を禁止している。

このほかサウジ政府は、国営の広範にわたる宗教メディアと放送プログラムからシーア派の教理を排除し続けている。また、シーア派の書籍とオーディオ／ビデオ製品の輸入および販売を時折禁止している。さらに、アル・ラシッドのウェブサイトを含めて、攻撃的または扇動的と判断した宗教的なコンテンツを掲げている一部のウェブサイトへのアクセスを阻止している。このような措置は政治的議論および違法な題材を含めて、好ましくない

コンテンツを検閲するより広範な公式な政策に従って実施されている。さらに、シーア派教徒を侮辱する「拒絶主義者」などの言葉が公共の論議で一般に使用され、MOIA のウェブサイトでも見ることができる。

メディナのシーア派教徒は少人数であるが、伝統的な労働者であるナファワラ派を含む様々な宗派のコミュニティーに深く根を下している。ナファワラ派のコミュニティーの指導者たちは、彼らがモスク、女子教育センターまたはコミュニティー・センターの建設を認められておらず、シーア派の裁判所を利用することもできないため、同じシーア派でも十二イマーム派よりもさらに多くの困難に直面していると主張した。さらに、ナファワラ派のコミュニティーの指導者たちは、彼らの近隣区域では反シーア派的な説教と声明が行われていると主張している。評議会や人権委員会などの政府機関には、東部地方とは異なり、著名なナファワラ派のシーア教徒がメンバーに加えられていない。そのほかナファワラ派の人々が「農民」を意味する「アル・ナフリ」という苗字を持ち、この苗字が少数派である身分と宗派を示すため、これが雇用と教育の制度における差別を助長している。

スライマーニーヤ・イスマイル派のコミュニティーは、ナジラン州で引き続き障害に直面している。コミュニティーの指導者たちは、政府が彼らを差別していると主張している。例えば政府は、スライマーニーヤ・イスマイル派の人々が独自の宗教に関する書籍を所有することを禁じ、スンニ派の宗教指導者がスライマーニーヤ・イスマイル派の人々を不信心者と宣言することを認めている。またスライマーニーヤ・イスマイル派の人々は政府機関に就職することができず、低い身分の職種に限定されており、サウジアラビア国内の南西部から他の地域に移転させられ、または移住することが奨励されている。しかし、2009年2月に国王がナジラン州の新知事を任命して以来、スライマーニーヤ・イスマイル派と政府の関係は顕著に改善した。

政府のイスラム教の解釈は、預言者ムハンマドを含む個人の崇拝を偶像崇拝として排斥している。そのため、マウリド・アル・ナビ（預言者ムハンマドの聖誕祭）を祝い、メディナおよびメッカの預言者ムハンマドとその家族に縁のある場所で特定の儀式を行うことが公式に禁止されている。シーア派の人々は、彼らに対するメッカとメディアへの参拝の制限は首都リヤドに本拠を置く当局が私的なイスラム教の礼拝に干渉するものだ、と論じている。さらに、政府の宗教当局は、イスラム教徒がイスラム教の古い史跡に縁のある個人を崇拝するのを怖れて、このような史跡を破壊し続けている。

CPVPV は「社会の危険と魔術」を標的にした一般市民向けの啓蒙キャンペーンを展開し続けている。2008年12月、CPVPV はジザン州で初等・中等教育の生徒を対象にした展示会を開いた。展示品には CPVPV が非イスラム的な宗教の実践と判断した儀式に使用される文

書、薬草および昆虫が含まれていた。2009年5月、CPVPVはサウジアラビア国内における魔術を撲滅するための新しい全国戦略を承認した。

CPVPVはバレンタインデー、新年の祭り、さらに政府が認可した文化と伝統の祭典であるジャナドリヤの祭りさえも監視し続けている。メディアの報道によると、CPVPVは過去に商店経営者に対し、バレンタインデーまたは新年の祭りの用品を販売しないよう警告した。

### **信教の自由に対する侵害**

サウジ政府は信教の自由を侵害し続けている。例えば、魔術を行ったとされる数件の事件が広く注目を集め、死刑が宣告された。なお、サウジ国内の他の異なる地域で私的な礼拝を行ったために拘留され、または嫌がらせを受けた非イスラム教教徒のグループはいない。ただし、シーア派教徒の宗教的礼拝およびコミュニティの集会に対しては嫌がらせが続いた。宗教界の指導者と活動家は、サウジ国内の宗教界の体制派に対する自らの見解を表明したため、引き続き障害に直面した。一方、サウジ国内の上級聖職者は説教壇から非寛容な見解を喧伝し続けた。例えば、2008年、メッカの大モスクでラマダン（断食月）の特別な祈りを先導するという名誉ある役目に任命されたあるシェイク（指導者）は、2009年5月と6月に個別に行われたBBCのインタビューにおいて、シーア派教徒を「異端者」と決めつけた。また、シェイクは「シーア派の聖職者はサウジ国内で最高の宗教機関である上級宗教学者評議会に加わる資格がない」との意見を明らかにした。

サウジ政府は個人が私的に信仰を实践する自由を認める政策を発表したが、公共の場で非イスラム教の宗教活動を行ったり、スンニ派教徒が人口の大多数を占める地域で非スンニ派の活動を行ったりすることを引き続き禁止している。信教の自由に対する侵害の多くの例が報告された。しかし、これらの事件の証人または犠牲者は、情報の開示によって自分または他の人々に被害が及ぶことを恐れているため、事実の裏づけを確認することは困難であった。さらに、サウジアラビアでは、2002年刑事訴訟法に裁判手続きの公開を義務づける条項が定められているにもかかわらず、司法手続きは通常公開されておらず、そのため政府の慣行に関する情報が全般的に不完全である。多くの非スンニ派教徒は警察またはCPVPVによる嫌がらせ、脅迫、拘留または国外追放の恐れが続いているため、秘密裡に礼拝を行っている。

CPVPVのメンバーが警察官を同伴している場合は、社会規範に反した個人を取り締まる権限を認められている。しかし、同時に政府はCPVPMのメンバーに対し、定められた手続きを守り、礼儀正しい態度で指示を行うよう求めている。しかし、CPVPVの個別のメンバーは多くの場合、このような要件を順守していない。CPVPVは特に、頭部にスカーフの着用

を怠るなど、服装の決まりをきちんと守らない外国人のイスラム教徒女性に嫌がらせを行っている。また、メッカとアル・ジャウフ地方の一部の当局者は、CPVPV が若者に服装の伝統的な決まりを守らせるため、より積極的な役割を果たすことを奨励している。

本報告の対象期間には、多くの注目を集めている CPVPV の事例により、関係を有しない男女の私的な集まりであるクルワと公共の場での男女の交流であるイクティラットのあり方について公論が巻き起こった。シャリアは公共の場での男女の交流を禁じており、サウジアラビアの社会規範もこれに批判的であるが違法ではない。しかし、こうした行動にはきちんとした規則が定められていないため、CPVPV のメンバーはそれぞれが目撃した状況に対し、自らの解釈を恣意的に強制している。一部の CPVPV のメンバーは公設のクルワで一緒にいた男女を誤って告発し、多くの場合、嫌がらせやより深刻な結果をもたらしている。しかし、このような事例の件数は、前回の報告期間に比べると減少している。

呪術、妖術、または魔術を行ったとの容疑で拘留され監獄に閉じ込められている人々の正確な数は不明である。しかし、呪術、妖術、または魔術を行ったとの容疑で少数の人々が拘留または逮捕されていることが毎週メディアで伝えられている。サウジ国内全域の CPVPV の支部には魔術取り締まり部門が設置され、魔術に関連する事件を調査し、地域の警察に報告する責任を負っている。メディアの報道によると、告発された一部の魔術師はペテン師またはにせ魔術師だったと思われるが、主としてアフリカ人が伝統的な精霊または治癒の魔術を実践していたようである。

2009 年 5 月 24 日、コバールの警察当局は、自宅で祈祷礼拝を先導した容疑でハッジ・アブドゥラー・サーレハ・アル・ムハンナを逮捕した。さらに、当局は昨年アル・ムハンナに対し組織的な嫌がらせを行った。しかし、2009 年 6 月 30 日、アル・ムハンナは裁判にかけられることなく拘置所から釈放された。

2009 年 5 月 18 日、シーア派教徒のブログ「[Rasid.com](http://Rasid.com)」は、著名な宗教家であるシェイク・アリ・フセイン・アル・アマールが献金を集めて、その資金をフセインヤト（シーア派教徒の礼拝所）に支出した容疑で逮捕した。情報筋はこの逮捕がアル・イシャの知事バーデル・ビン・ジャラウィの直接の命令によるものであったことを示唆している。

2009 年 3 月 28 日、ハンムード・アル・アムリは海外に旅行せず、メディアに発言しないことを条件に拘置所から釈放された。アル・アムリは 2009 年 1 月 13 日に彼のブログで自らのキリスト教の信仰について論じたため逮捕されたのであった。この事件は国際的な注目を集め、アラブ人権情報ネットワーク（ANHRI）など人権擁護グループがアル・アムリの釈放を求めるキャンペーンを行った。サウジアラビアでは、イスラム教に対する背教の罪

を死刑に定めている。しかし近年、市民または非イスラム教徒が背教の罪により死刑を宣告された例は報告されていない。アム・アムリは 2004 年に 9 カ月、2008 年に 1 カ月拘留されており、今回が 3 度目の拘留である。

2009 年 3 月 24 日、CPVPV のメンバーはメッカで関係のない男性と一緒に乗用車にいた女性に質問しようとした。女性は男性の立ち入りが禁止されていると思われていた女性の職業訓練センターに逃げ込んだ。しかし CPVPV のメンバーはこの施設に立ち入り、複数の証人の報告によると、「女性の髪をつかんで建物の階段を引きずり下ろした」という。これらの証人たちは、女性専用の施設に男性が立ち入ることは認められていないため苦情を申し立てた。CPVPV はその後、この事件を調査していると発表した。本報告の対象期間末までに本件に関する報告は公表されていない。

2009 年 3 月 13 日、カティフのアワミヤ村出身のシーア派の聖職者は説教の中で、シーア派教徒が統治する州を分離する可能性を提起して議論を巻き起こした。この説教の後、聖職者は逮捕を避けるため、姿を隠したと伝えられた。その後、2009 年 3 月 19 日、数百人のシーア派教徒がアワミヤ村で聖職者を支援するため、坐り込みの抗議を行い、10 数人が逮捕されたことが伝えられた。本報告の対象期間末の時点で、これらの拘留された人々の一部は依然として身柄を拘束され続けている。

2009 年 2 月 20 日、シーア派教徒のグループがメディナに設けられているバキアの墓所を訪れようとして、警察および CPVPV と衝突した。サウジ政府の免許を受けたメディア各社はこの事件を報道しなかったが、国際メディアとサウジ国内のブログが以後に続いたシーア派と当局側の緊張を大きく取り上げた。シーア派教徒のコミュニティーの数名の宗教および政治指導者は、バキア事件の結果拘留されたシーア派の若者の釈放を求めて国王に宛てた公開状を発表した。最終的にカティフ、アル・アハサおよびメディナのシーア派教徒の代表団が国王に謁見、その後、国王はだたちに拘留されていたシーア派教徒全員の釈放を発表した。

2009 年 1 月 29 日、トルコ人の理髪師サルビ・ボグデイはサウジ国王の恩赦を受けた後、トルコに帰国した。ボグデイは 2 人の男性が「ボグデイが彼の理髪店で神と預言者ムハンマドを冒瀆する言葉を吐いた」と当局に訴えたため、2008 年 3 月 31 日に死刑を宣告された。その後上訴裁判所が 2008 年 5 月 1 日にボグデイの有罪を確定したことで国王の恩赦が必要になった。

2009 年 1 月 28 日、エリトリア人の牧師、イエマネ・ゲブリエルは CPVPV から数回にわたる脅迫を受けた後、サウジアラビアから国外に秘かに脱出した。ゲブリエルは過去 10 年間

にわたって 300 人を超える外国で生まれたキリスト教教徒が集う教会を率いてきた。ゲブリエルは 2005 年に逮捕されたが、彼のために外交上の働きかけが行われた結果、2 週間後に釈放された。

2009 年 1 月 12 日、「Rasid.com」はシーア派の祭日であるムハッラム（イスラム暦の 1 月）の 10 日に正当な理由がなく学校を休み、あるいは職場を休んだ政府職員に罰を与えたと報告した。具体的な処罰の内容は明らかにされていない。

2008 年 11 月 8 日、日刊紙シャムズ・デイリーは「東部地方の CPVPV がブロガー（ブログサイトを運営する人）で詩人であるラシデ・アル・ドウサリーが魔術と妖術を行った容疑により逮捕した」とのインターネットの報告を CPVPV が否定していると報じた。

2008 年 10 月、警察当局はマッカ州に居住するインド人キリスト教徒 14 人のグループのスポンサーに対し国外追放命令を出した。同グループは、それより前の 2008 年 4 月 25 日に 24 時間刑務所に拘禁された。この事件の後、警察当局は 2008 年 10 月の国外追放命令を含めて、3 度にわたり彼らの国外追放を試みたが、その都度より上位の当局者が介入して国外追放命令を撤回した。2008 年 10 月の国外追放命令が撤回された後、インド人キリスト教徒グループに対し、さらなる嫌がらせが行われたとの報告はない。

2008 年 8 月 23 日、「Rasid.com」は、シーア派の主要な宗教家で改革者であるシェイク・ネメール・バゲール・アル・ネメールが信教の自由の改革を要求する一連の宣言を発表した後、当局に逮捕されたと伝えた。アル・ネメールは逮捕後、24 時間以内に拘置所から釈放された。アル・サハトのウェブサイトは、アル・ネメールの釈放が王室の命令によるものだと発表している。

2008 年 8 月 12 日、「Okhdood.com」と「Gulfnews.com」は、東部地方の CPVPV のメンバーが自分の妹がキリスト教に改宗したことを確認した後、妹を殺害したことを報じた。妹は自分のキリスト教への改宗の経緯を綴った手記をウェブサイトに掲載したと伝えられる。この手記はインターネットの他の報道メディアに取り上げられ、広範に伝えられた。また、一部のメディアは、殺害された妹がキリスト教への改宗について家族と激しく口論した後、家族が彼女に敵意を持つようになった状況を手記で説明していることを含めて、一層の詳細な情報を伝えた。さらに政府当局が、この殺害者を拘留し、「名誉の殺人」（家族の名誉を汚す行為を行った女性の父親や男の兄弟が家族の名誉を守るためこのような女性を殺害する風習）事件として調査しているとの 1 件の報告が伝えられている。本報告の対象期間末の時点で、より詳細な情報は提供されていない。

スライマーニーヤ・イスマイル派の活動家であるアフマド・トゥルキ・アル・サーブは、本報告の対象期間末の時点で、拘留が続いている。アル・サーブはナジラン州の知事が少数派であるシーア派教徒のコミュニティーに対する差別を行ったとして、その退任を求める請願キャンペーンを組織した。2008年4月、アル・サーブは国王に直接請願書を提出し、その後、ナジラン州から首都リヤドに召喚され、2008年5月13日に拘留された。

2008年4月26日、スライマーニーヤ・イスマイル派の複数の活動家は、2000年にナジラン州で発生した暴動の後、刑務所に留置された17人のスライマーニーヤ・イスマイル派の教徒の釈放を求める請願書を国王に提出した。これら17人は本報告の対象期間末の時点で、刑務所に拘禁され続けており、公式な回答は出されていない。サウジ政府はこれらの人々は「宗教上の理由ではなく、公共の秩序を乱し、ナジラン州知事の安全を脅かしたために逮捕され、拘禁されているのだ」と主張している。

2008年4月、西部地方に居住しているインド人キリスト教教徒の1人は、彼のスポンサーが地方当局から毎日電話を受けるようになったと報告した。当局は、このインド人に対し過去にMOIが国外追放命令を出したことを根拠に、直ちに彼を国外追放することを求めているという。なお、このインド人キリスト教教徒は2003年12月にCPVPVが私的な礼拝の集会を襲撃して逮捕した28人のインド人の1人である。しかし、同インド人キリスト教教徒と彼の家族は、スポンサーが介入したため、サウジ国内にとどまり、他の27人のインド人キリスト教教徒は国外に追放された。インド人キリスト教教徒のスポンサーは地方当局の圧力に屈して、2008年5月31日を出国日とする同インド人キリスト教教徒の家族のための出国ビザを入手した。2008年5月16日、地方当局はサウジ政府高官の指示を受けて、同インド人キリスト教教徒のスポンサーに連絡し、出国ビザが再検討のため取り消されたことを告げた。本報告の対象期間末の時点で、同インド人キリスト教教徒とその家族はサウジ国内にとどまっており、地方当局からそれ以上の嫌がらせを受けていない。

2008年2月13日、米国に基盤を持つ国際人権NGOの1つであるヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は、魔術を行ったとされるファウザ・ファリー・ムハンマド・アリの死刑執行を中止することを求めた公開の書簡を発表した。2005年5月にCPVPVによって逮捕されたこの女性は、2006年4月、クライヤトで1人の男性に魔術をかけたとの容疑により死刑を宣告された。しかし、その証拠は不十分であり、裁判の手続きは非常に変則的であったと伝えられている。2006年9月、上訴裁判所は証拠不十分を理由に第一審の裁判所の裁定を破棄して、事件を差し戻した。HRWによると、第一審の裁判所は彼女に対し「わが国の信条、根本原理および特性を守るという公共の利益のため裁量に基づいて」死刑判決を再度宣告した。その後、ファウザ・ファリー・ムハンマド・アリの事件は2008年1月に王

立裁判所に付託された。本報告の対象期間末の時点で、彼女は刑務所に拘禁され続けている。

2008年2月9日、免許を受けていない独立した非政府組織（NGO）であるヒューマン・ライツ・ファースト（HRF）は115人の署名を添えて、スライマーニーヤ・イスマイル派のシーア派教徒であるハディ・アル・ムティフの釈放を国王に願った嘆願書を公表した。ハディ・アル・ムティフは「預言者ムハンマドを侮辱した」容疑で死刑判決を受け、16年以上にわたって刑務所に拘禁されている。この判決は終身刑に減刑されたと伝えられているが、アル・ムティフの支援者は国王の恩赦を求めている。国王は、アル・ムフティの容疑が重罪であり、コーランに説明と刑罰が明確に記載されているため、民事の権限が適用されないと主張して介入を拒否した。判決が撤回され、タアジール（判事により確定される刑罰）の下で再度判決が下されるのであれば、国王はアル・ムフティの恩赦を認める可能性がある。NGOによると、アル・ムフティは2度にわたり自殺を試みたため独房に監禁されており、政府は彼を2番目の刑務所に移送した。2007年4月にアル・ムフティの父親が死去した時、彼は葬儀に出席することが認められた。最高司法評議会はアル・ムフティの事件を受理しない決定を下している。本報告の対象期間末の時点で、アル・ムフティは刑務所に拘禁され続けているが、HRCが彼の事件を取り上げている。

2008年、4人のスライマーニーヤ・イスマイル派活動家に対し、飲酒の容疑より80回のムチ打ちと2カ月間の禁固刑が言い渡された。現在、この判決に対する上訴手続きが行われている。

2007年11月、スンニ派の男性は2006年12月から2007年4月まで刑務所に拘禁されたことに対する政府の賠償を求めて提訴し、現在、この事件の審理が続けられている。この男性はシーア派教徒の信教の自由と著名なシーア派教徒の指導者との出会いを含めて、人権の擁護を主張する記事をインターネットに掲載したため刑務所に拘禁されたと主張している。さらに同男性は彼が刑務所に収監される前後に政府当局者が彼と彼の家族に嫌がらせを行ったと主張している。本報告書の対象期間末の時点で、この事件は政府のオンブズマン組織である苦情処理委員会のダンマン支部で審査が続けられている。

2007年9月、中国から訪れたウイグル人のイスラム教徒がメッカの刑務所に拘留され、中国への強制送還を待っている。このウイグル人は中国でコーランの教理を説くなど、地下の宗教活動に関わっていた容疑が持たれている。中国政府は信教の自由を主張したウイグル人のイスラム教徒に対し正当な法の手続きを拒み、拷問し、一部の事件では極刑を執行したとの信頼すべき報告が行われている。米国大使館と米国領事館ジェッタ事務所の高官

がサウジ政府当局者と会談し、このウルグアイ人イスラム教徒の強制送還を防ぐために調停した。

2007年8月18日、ウカーズ・オンラインは、バングラデッシュ人の労働者がメディナでイスラム教の祈りの時間中に洗車をしていた容疑でCPVPVのメンバーに逮捕された後に死亡した事件を調査している。メディナの知事であるアブドゥラジズ、ビン・マジッド王子はこの事件の調査を命じたと報告されている。本報告の対象期間末の時点で、追加情報は提供されていない。

2007年5月23日、警備保障員であったサルマン・アル・フライシがリヤドのCPVPVの事務所で死亡した。アル・フライシの父と兄弟の話によると、CPVPVの18人のメンバーがリヤドの彼らの自宅をアルコール製造の容疑で立ち入り調査し、家族の10人を逮捕した。アル・フライシはCPVPVによる殴打の結果、死亡したとされる。この事件はCPVPVの2人のメンバーが告発され裁判で無罪の判決を受けた。2008年3月18日、アラブ・ニュースはリヤドの最高裁判所（Court of Cassation）はこの無罪判決を却下して、再審のため事件をリヤドの一般裁判所（General Court）に差し戻した。2008年5月14日、アル・ハヤート紙は、リヤドの一般裁判所が2007年11月27日との評決を支持したと報じた。その後アラブ・ニュースは、2008年6月12日に一家が事件を再び上訴したと報じた。

### **強制的な改宗**

米国から誘拐され、または不法に除去され、米国への帰国を認められていない少数の米国市民を含めて、強制的な改宗の事例は報告されていない。

### **信教の自由に関する改善および肯定的な展開**

本報告の対象期間中、サウジ政府は信教の自由をある程度改善する特定の政策を実施した。政府はまた、もし実施された場合に、引き続き状況を前進させる追加の政策を発表した。さらに国王と政府および宗教界の他の指導者は、寛容と節度を促進するために宗派間の対話と全国的な対話を呼び掛けた。

これらの改善には、限定的な教育改革、個人的な宗教用具を所有・使用する権利の保護を改善、CPVPVによる嫌がらせを抑止し調査する努力を強化、メディアによるCPVPVの取材と批判を拡大、正式な人権擁護組織の運営および過激なイデオロギーに対する対策を実施する権限と機能の増強が含まれる。

国王は宗派間対話構想（IDI）に加えて、寛容を高め、節度と理解を奨励するための全国対話キャンペーンを続けた。アブドゥラーアジズ国王全国対話センター（King Abdulaziz Center for National Dialogue）の1,200名を超える資格を有する研修講師は、15万人を超える男女の受講者のために「文化および開かれた対話のコミュニケーションの技能の重要性」をテーマとする研修プログラムとワークショップを2,677回にわたって実施した。本報告の対象期間中、政府の高官と宗教界の主要な当局者はこのキャンペーンの支持を明確に表示した。彼らは特にモスクと学校から過激な思想と非寛容な言語をなくす活動を提唱した。

政府当局による宗教用具の没収についての報告は減少しており、イスラム教徒または非イスラム教徒を問わず、税関当局者による旅行者からの宗教用具の没収の事例は報告されていない。個人の旅行者は私有の聖書、十字架、説教のDVD、その他の宗教用具をサウジ国内に困難を伴うことなく持ち込むことができる。

サウジ政府はCPVPVに対するメディアの懸念が続いていることに応えて、市民に対する嫌がらせと死亡に関わる容疑で逮捕されたCPVPVの裁判の取材をメディアに認めるという前例のない決定を下した。新聞を含めて、宗教界の体制を公然と批判する自由が広がっている。多数の取材記者がCPVPVによる信教の自由の侵害を非難し、一部の記者はCPVPVが果たしている役割を全国的に調査して、場合によってはCPVPVの組織を解体することを求めている。このような批判は、これまで多くの場合、CPVPVによる嫌がらせや過激な宗教グループにより生命を脅かされるなどの結果を招いた。しかし、本報告の対象期間中に、こうした事例は報告されていない。

宗教的権限の下で社会活動を監視しているCPVPVの役割に関する公論と問題提起は、件数と批判の激しさの両面で増加している。特にサウジアラビアの総人口の70%を占める30歳未満の若い市民の間に、こうした声が高まっている。また一部の若い女性グループは社会および法律上の制限の緩和を求め続けている。

CPVPVは職員のための「現場勤務」に適用される法律と手続きに加えて、一般市民への対応と助言の方法に関する研修課程を追加した。これらの大学レベルの研修課程はファハド国王警備保障大学、外交研究所およびマッカ州ノオム・アル・クラ大学などの教育機関で実施されている。これらの研修プログラムに参加したCPVPVのメンバーは、本報告の前対象期間に比べ48%増加して3,100人を超えている。

2007年2月、サウジ政府は6年間にわたり実施される教育近代化のための実験プログラムを支援するため24億ドル（90億リヤル）の支出を承認した。このプログラムは科学やコンピューター教育など「知識ベース」の授業科目を増やして、伝統的な宗教教育を補完する

ことを主要な目的の1つとしている。本報告の対象期間末の時点で、27を超える異なる地域と省の83余の校区が、新しいカリキュラムに関する教員の高度な再研修を含むこのプロジェクトに参加している。また、サウジアラビアの新しい文部大臣はプログラムの迅速な実施を公私ともに支援している。さらに、文部省（MOE）は教員の研修とセミナーを通じて教室における宗教と文化に対する寛容を促進するため、アブドゥラーアジズ国王全国対話センターとの協定に調印した。

本報告の対象期間末の時点で、サウジアラビアにおける教科書の包括的な再検討は不完全である。しかし、サウジ政府は非寛容と過激な言語に対応し、これらを削除する作業を継続すると同時に、教科書を通じて寛容と宗派間および異文化間の理解を促進している。さらに政府は「ジハード」（聖戦）、「非イスラム教からの解放」など問題のある表現を教科書から削除するよう指示した。その代わりに「イスラム教徒は他の人々にイスラム教を受け入れることを強要してはならない」「宗教に強制は存在しない」などの文言が教科書に採択されている。このほかMOE当局者は教員による非寛容と過激な言語の監視を続けている。

本報告の対象期間に政府公認の教材に対するメディアからの前例のない批判が噴出した。2008年11月25日、アル・ハヤート紙は宗教の教科書を厳しく批判しているアブドゥラーアジズ国王大学の教授のインタビューを紙面1ページを割いて掲載した。さらに2009年2月17日、アラビア語と英語でニュースを24時間放送している衛星テレビ局のアル・ジャジーラジャーラの記者、モハメド・アブドゥル・ラティフ・アル・シェイクが教育制度を批判した。彼は歴史、宗教、アラビア文学のカリキュラムの改訂を求め、教師が無能力であると批判している。

NSHR（全国人権協会）はCPVPVのメンバーによる規則違反に関する苦情を受けつけ対応している。2009年4月3日、アラビア語の日刊紙アル・マディーナはCPVPVの新会長に就任したアブドゥル・アジズ・フマインが、規則違反を理由に職員3名を解雇したと報じた。

本契約の対象期間末の時点で、NSHRは学校のための人権に関する新しいカリキュラムを開発し、人権の尊重の促進における他のアラブ諸国の経験を調査するとともに、人権の概念および他の宗教を尊重する文化を学校のカリキュラムに導入する方法に関して政府に助言している。さらにNSHRは、CPVPVの権限を修正するよう要求し続けている。

一方、MOIAは児童に対する過激なイデオロギーの教育を防止するため、宗教グループのサマーキャンプで使用される教材の監視を続けている。2008年、メッカ地方の知事であるファリド・アル・ファイサル王子は、ジェッダとメッカにおけるすべての宗教グループのサ

マーキャンプが学童に対し非寛容の思想を伝播するものであると断定し、これらの行事予定を取り消した。

本報告の対象期間中、地方当局はカティフにおいてシーア派教徒に対し段階的により幅広い自由を認め続けた。その結果、シーア派教徒はこれまで制限または妨害されていた宗教の実践と集会が行えるようになった。シーア派の聖地カルバラで上演されるイマーム・フセインの殉教を再現する演劇の数と規模が増加している。また商店の店舗の窓には崇拜するイマームの写真が公然と展示されている。

2009年6月6日、地方紙は上級宗教学者評議会が非イスラム教徒をイスラム教徒と並んで埋葬することを認めるファトワ（宗教令）を発表したと報じた。このファトワは2007年にアル・ハウィヤのガスパイプラインが火災を起こしてアジア国籍の34人と数人の市民が死亡した事故の結果出されたものである。犠牲者の大多数が、埋葬にあたりイスラム教徒であるか、または非イスラム教徒であるか識別できなかったためである。ただしこのファトワが上記の特定の事例のみに適用されるのか、またはより広範な事例に適用されるものなのかは明らかではない。

2009年2月14日、国王は2人の重要な宗教界の指導者、CPVPVの統括責任者であるシェイク・イブラヒム・アル・ガイスとサウジアラビアの最年長の判事であるシェイク・サリー・イブン・アル・ルハイダンを罷免した。シェイク・アル・ルハイダンは2008年9月に「不道德な番組を放送する衛星TVチャンネルの所有者は殺害することが認められる」と発言して論議を巻き起こした。

同じ日に、国王はナジラン州の知事に任命された後、数年にわたりスライマーニーヤ・イスマイル派教徒のコミュニティーとの関係が悪化していたミシャル・ビン・サウド・アル・サウド王子を罷免し、国王の直接の子息であるミシャル・ビン・アブドゥラ王子をナジラン州の新知事に任命した。新知事はスライマーニーヤ・イスマイル派教徒との関係改善をはかり、460平方マイルの土地を「国王陛下の個人的な贈与」としてナジラン州の州民に寄贈した。

2008年7月23日、リヤド女子大学の学長であるアル・ジョハラ・ビント・ファハド王女は、英語、マーケティング、コミュニケーションおよびコンピューター・プログラミングを教える6週間の夏季研修プログラムを発表して、宗教系大学に新しい選択肢を提供した。このプログラムは4年間にわたり実施され、4万人を超える女子学生を対象にした教育を計画している。

2006年11月6日、地元紙と国際紙はサウジ国王がローマで法王ベネディクト16世と会見して宗派間の対話、寛容およびテロ活動に対する非難について協議したことを報道した。サウジ国王がローマ法王と会見したのは今回が初めてであり、サウジアラビア側の要請によってこの会見が設定されたと伝えられている。2008年3月22日、BBCニュースは中東におけるローマ法王の上級代表であるポール・モウンジェド・アル・ハーシム大司教が「法王庁はサウジアラビア王国に教会を建設することについてサウジ政府と話し合いを行っている」と語ったと伝えた。さらに同大司教は数週間前に協議が開始したことを明らかにした。本報告の対象期間末の時点で、サウジアラビア王国内に教会を建設する計画は策定されていない。

### セクション III. 信教の自由に対する社会的な尊重

サウジ政府は宗教的基盤の上にその権威を主張し、サウジ国内の宗教界の指導層も王国内で主要な役割を担っている。さらに、これらに加えて、サウジアラビアの文化が住民全般に対して社会および宗教の規範を守らせる強いる圧力となっている。その結果、市民の大多数はイスラム法に基づく国家を支援しているが、実際にこれをどのように実現するかについては、異なる見解が存在している。

宗教に基づく差別は、外国人を雇用する市民および職場の同僚による外国人労働者に対する虐待の1つの要因になっている。一部の雇用者は宗教を理由に給与の支払いや居住者カードの申請に応じていないことが報じられた。

CPVPV に所属していない宗教の自警組織が自らの判断で行動し、時には市民と外国人に嫌がらせを行い、これらの人々を襲撃している。2008年5月3日、アル・トゥーマルのウェブサイトは、シーア派教徒の弁護士であるアミン・アル・ベダウィがドバイの裁判所に「虚偽の内容を掲載し、シーア派の信仰を歪めた」として、アル・サハトのウェブサイトに対する訴訟を提起した。さらにアル・ベダウィはこれ以前の2008年4月21日、「シーア派の名誉を棄損した」としてサウジアラビアのTVチャンネル、アル・マジドに対する訴訟をドバイの裁判所に提起したことが報告されている。

### セクション IV. 米国政府の方針

米国政府は人権を促進するための全般的な政策の一環として、信教の自由の問題を論議している。米国は、サウジ政府に対し、非イスラム教徒が私的な宗教的礼拝を行うことを認め、少数派の人々に対する差別を撤廃し、非イスラム教徒に対する寛容を促進するとともに

に過激主義に反対することを宣言した公約を一貫して守るように圧力を及ぼすことを政策としている。

本報告の対象期間中に、米国大使は信教の自由に関してサウジ政府および宗教界の指導層と会見し、政府高官に対して信教の自由に違反した特定の事例について指摘した。さらに米国政府の高官は、サウジ政府と、宗教の実践および寛容に関する政策について協議した。米国政府の高官はサウジ政府がサウジ国内と世界全域で非寛容な内容を記した文献と過激なイデオロギーの流布を押し止め、すべての宗教グループの私的な礼拝を保護し、宗教グループに対する嫌がらせを抑止して、すべての宗教に対する寛容を促進する政策の尊重を奨励した。さらに米国政府の高官は、少数派の宗教に対する差別の撤廃、人権の尊重の改善、およびこれらの事項における説明責任と透明性の改善を含めた宗教に対する寛容を求める条項を支援した。同時に米国政府の当局者はサウジ政府の高官に対し、信教の自由に対する具体的な違反の事例を指摘した。

米国政府の高官はサウジ政府に対し、私的な宗教の実践を認め、政府が公式に採択したイスラム教スンニ派の形式に従わないイスラム教徒の権利を尊重する公約を実施することを求めた。さらに米国大使館の当局者は、信教の自由に関するその他の事項に関して協議するため、サウジアラビアの外務省の当局者と会談した。米国国務省の国際信教の自由局の担当者は信教の自由に関する米国の見解を促進するためジェッダ、リヤドおよびダーランを訪問した。

2009年1月、米国の国務長官は国際信教の自由法の下で、サウジアラビアが信教の自由に対し違反したことを理由に同国を「特に懸念される国（CPC）」に指定した。この指定に関連して、国務長官は「法律の目的の一層の推進のための」制裁条項の適用除外（a waiver of sanctions）を発表した。